

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第49回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成23年9月1日（木）13：30～16：40

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，岩井重一，大橋寛明，奥田昌道（委員長），中田裕康，平木典子，明賀英樹（敬称略）

（庶務）菅野審議官，小野寺総務局第一課長

（説明者）安浪人事局長，徳岡人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成24年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成23年9月の新任判事補候補者について
- ・ 平成24年4月期の弁護士任官候補者について
- ・ 元裁判官から裁判官への任官候補者について

（2）次回の予定等について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した堀野委員の後任として岩井委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成23年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者，平成23年10月期の弁護士任官

候補者並びに平成23年7月及び8月の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと、平成23年10月期の弁護士任官候補者並びに平成23年7月及び8月の出向からの復帰候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成23年9月の新任判事補候補者、平成24年4月期の弁護士任官候補者、元裁判官から裁判官への任官候補者並びに平成24年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成24年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、8月29日午後1時25分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に指名候補者の名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、11月14日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する。地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から、地域委員会が直接その有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の方法については、従来から、当委員会で、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に

情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」ということが確認されているので、これまでと同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、このような当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。さらに、庶務から、第48回指名諮問委員会において再任の適否が審議された候補者の指名の適否に関して、ある弁護士から寄せられた情報の中に「同裁判官は、重点審議者となっていることも仄聞した。」との記載があり、当該情報が寄せられた地域委員会においてこの点について審議された際に、ある委員から、各弁護士会同士の連携は極めて密接であり、ある候補者が重点審議者ではないかと推測されるような事情があれば、すぐに弁護士会間で問い合わせがある旨の発言があったことが報告され、議論の結果、実際に上記発言にあるような取扱いがされているか否かにかかわらず、念のためにこの機会に、各地域委員会から管内の弁護士会に対して、重点審議者と思われる候補者を特定するために情報の交換等を行うことは重大な問題がある旨注意喚起を行うことを、各地域委員会に対して依頼することが了承された。

- ・ 平成23年9月の新任判事補候補者について

庶務から、8月29日午後1時25分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告された。作業部会の検討結果を踏まえて、判事補に任命されるべき者として指名することの適否について審議された結果、指名候補者4人については指名することが適当であると、1人については指名することが適当でないとして最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 平成24年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官

の推進等、早い段階からの的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に任官希望者の名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお、任官希望者が調停官となっている場合には、従来からの弁護士としての活動に関連して提出されている情報に加え、常勤の判事・判事補と同様に、調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出される旨の説明がなされた。庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、11月14日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

・ 元裁判官から裁判官への任官候補者について

指名候補者1人について、候補者の裁判官採用選考申込書、略歴及び面接結果要旨等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定等について

次回の委員会は、12月2日(金)午前10時から開催され、平成24年上半期の再任(判事任命)候補者及び同年4月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

また、次々回の委員会は、12月20日（火）午後1時30分から開催され、新司法修習を終了した者（新64期）から判事補への任官希望者について審議することとなった。

以 上